



平成 27 年 11 月 27 日

各 位

会 社 名 株式会社コネクトホールディングス
代表者名 代表取締役社長 長倉 統己
(コード：3647 東証第二部)
問合せ先 経営管理本部 IR 担当 水野 明男
(TEL：03-5439-6580)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、平成28年1月5日開催予定の第5期定時株主総会に、下記のとおり、定款の一部変更について付議することを決議しましたので、お知らせいたします。

記

1. 定款変更の理由

- (1) 当社の経営改善策による経営体制の刷新を明確にし、また今後、グローバルな企業グループへの展開を推進する上で、定款第1条（商号）を変更するものであります。
- (2) 当社の機能を純粋持株会社から事業持株会社に変更し、この事業領域を明確にするため、定款第2条（目的）について所要の変更を行うものであります。
- (3) 当社の経営改善策によるガバナンスの強化の一端として、取締役の任期を短縮し、経営責任を明確にするため、定款第20条（任期）について所要の変更を行うものであります。
- (4) 平成27年5月1日施行の「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）により、責任限定契約を締結できる会社役員の範囲が変更されましたので、新たに責任限定契約を締結できる業務執行を行わない取締役及び社外監査役でない監査役についても、その期待できる役割を十分に発揮できるように、当社定款第28条（取締役の責任免除）及び第36条（監査役の責任免除）について所要の変更を行うものであります。なお、定款第36条の変更につきましては、各監査役の同意を得ております。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分です)

現行定款	変更案
<p>(商号)</p> <p>第1条 当社は、<u>株式会社コネクトホールディングス</u>と称し、 英文では <u>Connect Holdings Corp.</u> と表示する。</p>	<p>(商号)</p> <p>第1条 当社は、<u>株式会社ジー・スリーホールディングス</u>と称し、 英文では <u>G Three Holdings CORPORATION</u> と表示する。</p>
<p>(目的)</p> <p>第2条 当社は、次の各号に掲げる事業を営む会社及びこれに 相当する事業を営む会社の株式を保有することによる 当該会社の事業活動の支配・管理することを目的とす る。</p> <p>(条文省略)</p>	<p>(目的)</p> <p>第2条 当社は、<u>次の各号に掲げる事業を自ら営むこと、または次 の各号に掲げる事業を営む会社及びこれに相当する事業を営 む会社の株式を保有することによる当該会社の事業活動の支 配・管理することを目的とする。</u></p> <p>(条文省略)</p>
<p>(任期)</p> <p>第20条 取締役の任期は、選任後<u>2</u>年以内に終了する事業年度 のうち、最終のものに関する定時株主総会の終結の時 までとする。</p> <p>(条文省略)</p>	<p>(任期)</p> <p>第20条 取締役の任期は、選任後<u>1</u>年以内に終了する事業年度のう ち、最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとす る。</p> <p>(条文省略)</p>
<p>(取締役の責任免除)</p> <p>第28条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外取 締役との間に、同法第423条第1項に規定する社外取締 役の損害賠償責任を限定する契約を締結することがで きる。</u> ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法 令が規定する額とする。</p>	<p>(取締役の責任免除)</p> <p>第28条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役<u>(業 務執行取締役であるものを除く。)</u>との間に、同法第423 条第1項に規定する取締役<u>(業務執行取締役であるものを 除く。)</u>の損害賠償責任を限定する契約を締結することが できる。 ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令 が規定する額とする。</p>
<p>(監査役の責任免除)</p> <p>第36条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外監 査役との間に、同法第423条第1項に規定する社外監査 役の損害賠償責任を限定する契約を締結することがで きる。</u> ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法 令が規定する額とする。</p>	<p>(監査役の責任免除)</p> <p>第36条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役と の間に、同法第423条第1項に規定する監査役の損害賠償 責任を限定する契約を締結することができる。 ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令 が規定する額とする。</p>

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	平成28年1月5日(火)
定款変更の効力発生日	平成28年1月5日(火)

以 上